

〇つるぎ町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例

平成17年3月1日

条例第100号

改正 平成18年9月25日条例第32号

平成21年9月17日条例第21号

平成25年3月19日条例第12号

平成25年6月19日条例第21号

平成27年3月19日条例第17号

平成29年3月10日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。

3 この条例において「医療に関する給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

4 この条例において「医療保険各法」とは、健康保険法(大正11年法律第70号。以下「健保法」という。)その他規則で定める法令をいう。

5 この条例において「小児特定疾患医療給付」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条の規定に基づき国又は地方公共団体が負担する育成医療その他規則で定める医療に関する給付をいう。

6 この条例において「勤労者」とは、別に規則で定める。

(助成を受ける資格)

第3条 次条第1項に規定する子どもはぐくみ医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、つるぎ町の区域内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者

又はその被扶養者である子ども(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する子どもを除く。以下「対象子ども」という。)の保護者とする。

(子どもはぐくみ医療費の助成)

第4条 つるぎ町は、対象子どもの疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法の規定により助成対象者が負担することになる費用から、医療保険各法の規定による付加給付金等を控除した額を規則で定める手続に従い、助成対象者に対し、子どもはぐくみ医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について、小児特定疾患医療給付等国又は地方公共団体の負担により医療に関する給付が行われたときは、当該医療に関する給付が行われた限度において、子どもはぐくみ医療費は支給しない。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(支給の方法)

第5条 つるぎ町は、対象子どもが健保法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関、保険薬局その他規則で定める病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)で医療を受けた場合には、子どもはぐくみ医療費として助成すべき額の限度において、助成対象者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、助成対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、助成対象者に対し、子どもはぐくみ医療費の支給があったものとみなす。

3 つるぎ町は、第1項の規定により、保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を徳島県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

(損害賠償と調整)

第6条 つるぎ町長は、助成対象者が当該対象子どもに係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子どもはぐくみ医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子どもはぐくみ医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(子どもはぐくみ医療費の返還)

第7条 つるぎ町長は、偽りその他不正の手段により子どもはぐくみ医療費の支給を受けた

者に対し、当該子どもはぐくみ医療費に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 子どもはぐくみ医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の半田町乳幼児医療費の助成に関する条例(平成9年半田町条例第15号)、貞光町乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年貞光町条例第2号)又は一宇村乳幼児医療費の助成に関する条例(平成9年一宇村条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年9月25日条例第32号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成21年9月17日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のつるぎ町乳幼児等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月19日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のつるぎ町乳幼児等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医

療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成25年6月19日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月19日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のつるぎ町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月10日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のつるぎ町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

○つるぎ町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則

平成17年3月1日

規則第51号

改正 平成18年9月25日規則第26号

平成19年3月31日規則第15号

平成20年1月31日規則第2号

平成20年2月29日規則第4号

平成21年3月16日規則第6号

平成21年9月17日規則第18号

平成24年9月19日規則第21号

平成25年3月19日規則第8号

平成27年3月19日規則第13号

平成28年9月16日規則第24号

平成29年3月10日規則第8号

平成29年7月18日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、つるぎ町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成17年つるぎ町条例第100号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第4項の規則で定める法令)

第2条 条例第2条第4項に規定する規則で定める法令とは、次に掲げる法律とする。

- (1) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (2) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(条例第2条第5項の規則で定める医療)

第3条 条例第2条第5項に規定する規則で定める医療とは、次に掲げる医療とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第20条第2項に規定する療育医療
- (2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第1項に規定する養育医療
- (3) 法第21条の5による小児慢性特定疾患治療研究事業

- (4) 昭和48年4月17日衛発第242号による特定疾患治療研究事業
 - (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に規定する災害共済給付
 - (6) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条及び第25条に規定する地方公共団体の援助及び国の補助
- (条例第2条第6項の規則で定める「勤労者」)

第4条 条例第2条第6項に定める勤労者とは、賃金、給料その他これらに準ずる収入によって生活する者をいう。ただし、次の各号に掲げる勤労者は除外する。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者の被扶養者の認定のある者
- (2) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による被保険者の世帯に属する被保険者にあつては、つるぎ町国民健康保険税条例(平成17年つるぎ町条例第57号)第3条に規定された所得割の算定における賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が65万円を超えない者
- (3) (2)以外で、被保険者の世帯に属する被保険者の規定のある者は、加入日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が65万円を超えない者
- (4) 上記のほか、災害等特別な事情により条例第2条の「勤労者」には該当しないと町長が認める者

(子どもはぐくみ医療費受給者証の交付の申請)

第5条 子どもはぐくみ医療費受給者証の交付を受けようとする者は、あらかじめ子どもはぐくみ医療費受給者証交付申請書(様式第1号)に町長が必要とする書類を添付して町長に提出するものとする。

2 子どもはぐくみ医療費受給者証の交付の申請を行った者は、町長が所得額に関する書類等の提出を必要と認める場合には、速やかに当該書類を町長に提出しなければならない。

(子どもはぐくみ医療費受給者証の交付)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請を行った者が助成対象者であることを確認したときは、当該申請を行った者に対して、子どもはぐくみ医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を交付しなければならない。

2 前項の規定により交付された受給者証の有効期間は、交付の日から直近の8月31日まで(対象子どもが満3歳、満6歳に達する場合は、それぞれ満3歳、満6歳の誕生日の前日に属

する月の末日まで、満12歳に達する場合は、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)とする。ただし、対象子どもが、満18歳に達する日以後の最初の3月31日をこえることはできない。

- 3 受給者証の有効期間を更新しようとする者は、8月1日から同月31日までの間に、受給者証交付申請書(様式第1号)に町長が必要とする書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、あらかじめ更新を町長が認めた場合は、この限りではない。
- 4 前項の規定により受給者証の有効期間の更新がなされた場合における受給者証の有効期間は、従前の受給者証の有効期間の満了の日の翌日から1年(対象子どもが満3歳、満6歳に達する場合は、それぞれ満3歳、満6歳の誕生日の前日に属する月の末日まで、満12歳に達する場合は、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)とする。ただし、対象子どもが、満18歳に達する日以後の最初の3月31日をこえることはできない。
- 5 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、受給者証の交付を受けた後、条例第3条に規定する資格を失ったときは、直ちに受給者証を町長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付の申請)

第7条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第3号)を町長に提出して、その再交付を受けることができる。

- (1) 受給者の氏名及び生年月日
 - (2) 対象子どもの氏名及び生年月日
 - (3) 再交付申請の理由
 - (4) 受給者証の番号
- 2 前項の申請が受給者証を破り、又は汚したことによるものであるときは、同項の申請書に当該受給者証を添えなければならない。
 - 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。

(受給者証の変更届)

第8条 受給者は、次に掲げる事項について変更が生じた場合には、14日以内に、変更の事項を明らかにした届書(様式第4号)に受給者証を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 受給者の氏名
- (2) 対象子どもの氏名
- (3) 住所

(4) 加入社会保険名

2 町長は、前項の届出があったときは、当該受給者証の記載事項を訂正して速やかに受給者に返還しなければならない。

(受療の手続)

第9条 受給者は、医療を受けようとする際、条例第4条の規定によらない場合は、保険医療機関等に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 被保険者証又は組合員証

(2) 受給者証

(受給者証の返還)

第10条 保険医療機関等は、受給者に係る対象子どもについて診療を担当しなくなったとき、その他正当な理由により当該受給者から受給者証の返還を求められたときは、当該受給者にこれを返還しなければならない。

(子どもはぐくみ医療費の請求)

第11条 条例第4条の規定による子どもはぐくみ医療費を請求しようとする者は、子どもはぐくみ医療費請求書(様式第5号)に保険医療機関等が発行する領収書又は領収書(様式第6号)その他町長が必要と認める書類を添付して町長に提出するものとする。

(支払の特例)

第12条 町長は、対象子どもが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該助成対象者に対し、子どもはぐくみ医療費を支給するものとする。

(1) 徳島県の区域外の医療機関において療養を受けた場合

(2) 医療保険各法の規定による療養費並びに小児慢性特定疾患治療研究事業及び特定疾患治療研究事業による療養を受けた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた場合

2 前項の規定により子どもはぐくみ医療費の支給を受けようとする助成対象者は、子どもはぐくみ医療療養費請求書(様式第5号)に保険医療機関等が発行する領収書又は領収書(様式第6号)その他町長が必要と認める書類を添付して町長に提出するものとする。

(条例第5条第1項の規則で定める病院、診療所又は薬局)

第13条 条例第5条第1項の規則で定める病院、診療所又は薬局とは、次に掲げるものとする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「健保法」という。)第63条第3項第2号及び第3号に規定する病院若しくは診療所又は薬局

(2) 健保法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に認めたもの

(第三者の行為による被害の届出)

第14条 子どもはぐくみ医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、助成対象者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、直ちに、町長に届け出なければならない。

(子どもはぐくみ医療台帳)

第15条 町長は、子どもはぐくみ医療費の助成について子どもはぐくみ医療台帳(様式第7号)を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。ただし、子どもはぐくみ医療台帳に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適切に管理及び利用することによって事務を支障なく行い得る場合については、子どもはぐくみ医療台帳の作成を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の半田町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(昭和50年半田町規則第1号)、貞光町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(平成9年貞光町規則第5号)又は一宇村乳幼児医療費の助成に関する施行規則(平成12年一宇村規則第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年9月25日規則第26号)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

2 この規則の施行前に交付され、規則施行後の所得制限を超えない受給者の受給者証の有効期間は、平成19年8月31日までと読み替えるものとする。ただし、対象乳幼児等が、満7歳の誕生日の前日の属する月の末日を超えることはできない。

附 則(平成19年3月31日規則第15号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月31日規則第2号)

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

附 則(平成20年2月29日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年2月1日前に行われた乳幼児等医療に係る支払の請求については、なお従前の例によることができる。

附 則(平成21年3月16日規則第6号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月17日規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のつるぎ町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年9月19日規則第21号)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

- 2 この規則の施行前に交付され、規則施行後の受給者の受給者証の有効期間は、平成25年8月31日までと読み替えるものとする。ただし、対象乳幼児等が、12歳に達する日以後の最初の3月31日をこえることはできない。

附 則(平成25年3月19日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のつるぎ町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月19日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のつるぎ町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成28年9月16日規則第24号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月10日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のつるぎ町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成29年7月18日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。